



學法省大務課長政大課學會主事官僚等の職務を充ててゐる。このうち、主として税金の制度と課税の問題に關するものである。

地方はそつはいかない。このような地域間格差を是正するには法人一税を国税とし、その代わりとして偏在性の少ない地方消費税に変えていく必要があると思います。とりわけ法人事業税は、シャウプ勧告以来、付加価値税であると位置づけられてきたので、これと同じ付加価値税の性質をもつ地方消費税に代替財源を求めていくことが、は至当といえるのではないでしょうか。

法人一税がなぜ地方税にそぐわないかは、法人に選挙権がないという事をもつてしても容易に理解できること思います。自然人である個人であれば納税する税額と享受する行政サービスとを比較し、納得がいかなければ選挙での投票によって意願表示をすることができる。しかし法人には当然のことながらそれができない。つまり地方税の原則である「応益負担」の関係が法人においてははつきりしないわけで、法人一税については国税に引き取つてもらう必要があると考えています。

さらに、近い将来、国と地方の役割が大幅に整理され、国から地方への税源移譲が必要になる時が来るでしょう。その際、税源移譲を所得税で行うのか消費税で行うのかという議論が生じてきます。これについては、国民的な

本コ一ナーやせ、私の「タイド (Tide) = 潮流」を皆々のキーーパン
が語ります。さらには、「ある政策等に対する税の立ち位置」としての「選
択肢」、突りある税額を生み出す母なる大地としての「肥土」、あるいは
税の基本原則に時にはあえて拘らぬ「灘土」としての「大陸」など、こう
した類似の「一歩」も含めて押さなければと願つておられます。(編集局)

□法人二税を地方消費税に置き換える

——しかも國から地方への税源移譲や地方税の抜本改革のあり方について政府税調等を中心に議論されてますが、この点についてせきのもう一つお尋ねでしょつか。

税源移譲ないし地方税の抜本改革については、まず、法人事業税と法人住民税のいわゆる「地方法人二税」をどのように改革するかがポイントになってくると考えています。都市部と地方との税収の格差や不安定性、偏在性というものを生み出す原因は、(1)法人二税にあるのは明らかでしょう。企業が集中する都市部の税収は潤うが、

議論を行う必要があると思います。

□ 画說としての消費税は社会保障財源として不可欠

——地方消費税については、いわゆる地方大団体などが増額するなどを要望していますが、場合によつては国税分も合わせてすべての消費税を地方に持つてくるということも考えられるのでしょうか。

それは問題があると思います。国税としての消費税——これは単に「消費税」といひますが——はこれがうの年金や医療などの社会保障を支えるために不可欠です。むしろ一般財源としてではなく、福祉目的税化すべきであると考えてします。地方においては地域間格差の是正とともに一般財源も底上げする必要から、地方消費税の増額を求めているのでしょうかが、国税分を含めた全体の消費税を地方へ持っていくことには反対です。

また消費税率を地方ごとに変えてもらひではないかといふ議論もありますが、これについても問題が多いでしょうね。これは道州制の導入を前提とした議論なのでしょうが、消費活動といふものは道州内で完結するとは限らず、道州間を転々と流動するものですから、道州ご

とに税率が変わつてしまつては調整が複雑になることは必至です。ネット取引などが発達している今日、追州などの消費税率が異なると、混乱が起りかねません。その点でフイージブル（実現可能）とはいせず、消費税の取扱いは全国一律であるのが望ましいと感ひます。こうした消費税の性格からして、消費税はあくまでも国税が中心であるべきだと思います。ただし今後、国に代わつて地方が福祉を行つようになればそれに見合つ地方消費税を充実させるといううもつがいとは考えられるでしょうね。

□ 消費税と地方消費税の税率は切り離して議論すべき

——国税としての消費税は福祉目的税としての役割を担つてゐる一方、地方消費税は地方が自由に使える一般財源としての役割が期待されておりますと、これら二つを別の税目に切り離すという議論も出ておりますかと思ひますが…。

課税や徵税の執行に負担をかけないという点からすると今のやうなかだらを温存すべきだと思ひますが、消費税と地方消費税との関連は切り離しておもいと考えてい

だと思つています。じつは、税制として問題があると考へているからです。一例を挙げれば、外形標準課税は付加価値税であるといひながら、国境調整をすることができない。外国企業が日本へ進出し、外形標準課税を賦課されても、法人所得課税でないために外国税額控除の対象とならないのです。何とも撫みどゝろのない「嘘」のやうなものです。税の性格がすつきりしない。その上、導入時にとまどまな妥協を重ねていますから、課税ベースが小さくなつてゐる。とりわけ本来赤字法人課税であるにもかかわらず、資本金1億円未満の企業は適用が除外されているという問題があります。まだ、大企業が人件費を節約してきたため、その負担は当初想定したよりはるかに軽くなつてゐる可能性もあります。このように、問題が多い税なので、早晚見直しをして、地方消費税に組み替えるなり何なりの方策を講じる必要があるでしょうね。

□ 国の政策として法人税率の引下げ必要

——法人税率の引下げの必要性を、先生はさもやせな機会で主張されていますが、このことは先ほどの法人一税

ます。現行は5%の税率のうち4%が国税であり、その25%が地方税分という法律体系になつております。双方は「連動」しています。私は、将来的には地方消費税を国とは切り離して、独立させてはどうかと考えております。つまり、地方は自らのニーズに応じ、現行の地方消費税率を六団体等で議論し、その税率を決定できるようにする。国は、社会保障の動向をにらみながら、社会保障目的税として消費税率を議論して決める。そのようにすれば、国の社会保障目的税とは別個に地方のニーズに応じた地方消費税率を決めることができ、住民との対話も進み、地方自治の本来の姿になる。もつとも、微取向では、現行のように消費税率一本とすべきことは変わりません。

□ 外形標準課税は「嘘」のようなもの

——地方の独自財源を確保するための税としては、平成16年度から導入された法人事業税の外形標準課税がありますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

外形標準課税については、都道府県の中核となる税制として育てるべきであるという声がよく聞かれますが、私はむしろこの辺で立ち止まってしっかりと見直すべき

を国税化するといふことと関連してくるのでしょうか。

法人税率は、全体で10%くらい引き下げるべきであると考えているのですが、これを5%ずつ2段階で引き下げいく必要がある。第一段階は、課税ベースを広げつつ税率を現行より5%引き下げ、財源に響かないようにするといつもです。課税ベースの拡大のためには現行の減価償却資産に適用されるいわゆる「250%償却」を200%程度にするなどを検討課題にすべきではないか。これにより数千億円程度の税額を確保できると試算しています。

減価償却といつものは、これによつて企業が納付することを免れた税額分を仮に借り入れ等によつて調達したと考えた場合のその金利分を得するわけですから、現在の低金利下では、それほどの効果は見込めないでしょう。また、250%償却といつもは相当な前倒し償却もあるわけですが、かつてのやうにインフレ経済の下であれば償却スピードを上げて資産の回転を速くするメリットもありましたが、現下のやうなデフレ経済下では逆に資産が値下がりするといつも状況ですから、ゆっくりと償却したほうがメリットがあるともいえるわけです。また、

諸外国の例を見ても、ドイツやイギリスなどではこの前に償却を緩和することで課税ベースを広げつつ、税率を引き下げるという措置を採用しています。

第2段階のさらに5%を引き下げる場合には、抜本的税制改革の中で、代替財源を考えながら行う必要があります。その際には冒頭の地方法人一税と合わせて検討していく必要があると思います。

□ 課税自主権行使するにどの難しさ

法人一税の代わりというわけではありませんが、これから自治体には自主財源の確保が必要になってくると思いますが、昨今の各自治体における課税自主権のあり方についてはどのようにご覧になっていますか。

神奈川県の臨時特例企業税などはその是非をめぐり訴訟にまで発展していますが、原子力発電所や場外馬券場などを粗い軽減するといった、いわゆる「逃げ出し税」のような法定外税が多く制定されるなどになれば、歓迎できません。「公平・中立・簡素」という租税原則からしてもどうかと思いますね。もちろん評価できるものもあります。みどり税や水源税など環境に配慮した税など

は真っ当だと思います。

神奈川県の臨時特例企業税の問題は難しいですね。地方税法と条例との関係など整理すべき点が山のように残っているような気がします。いずれにしても、課税自主権を發揮して税制を制定するに当たっては、「公平・中立・簡素」という原則を、どのように地方で担保していくのか、住民や議会の関与などその仕組みが必ずしも十分ではないかな気もします。

□ 地方税法の微妙な位置づけ

その意味では、法定外税を導入することはなかなか難しい面があると思います。この原因の一つには地方税法が憲法と各自治体の条例との間で微妙な位置づけにあることが指摘できると思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

そこはすこく難しい問題ですね。地方税法というは一種のプログラム法です。地方税法で法定されてくるところから逸脱しない範囲で同じようなものを条例として議会の承認を得ながらつくる。こののようなプログラム法としての性質がある地方税法を例えば取り扱つたらどう

なるのでしょうかね。それは正直、予想がつきません。

□ 超過課税をもつと行うべき

法定外税が難しいということになりますと、超過課税によって税源を確保するという議論も当然出てくると思いますが…。

その通りですね。私は常々、自治体はなぜ、住民税や固定資産税の超過課税をもつと行わないのかと思っています。イギリスに住んだ経験としては、家を借りるために不動産会社へ行くと、その地域(?)のレイト(固定資産税)というものが示されています。高いレイトのところは例えば治安が良かつたり、教育も充実していたりと、それに応じた行政サービスを受けることができる。レイトはこうした行政サービスの指標になつてゐるわけです。イギリスではレイトの最低と最高で6倍くらいの差があります。行政サービスにさほど差がない日本であれば真っ先にレイトの低い地域が選択されるのでしょうかが、イギリスでは単にレイトが低いからといって安易にその地域を選ぶといったことはしません。逆に、高いレイトの地域はイメージが良く人気もあるわけです。

イギリスにも国と地方の財政調整がありますが、ペースとなる基準財政需要額、あるいはナンヨナルミニマムが日本よりも低いという傾向があります。このため、限界的な部分で地域の行政サービスを上乗せする必要があり、その部分で税率に差がつきます。このように日本に馴染むかどうかは難しいところです。しかし、限界的なところで、各自治体が財源の調達方法も含めてどう工夫するか、そのメカニズムが必要ではないでしょうか。税がある程度高くてもそれに応じた高い行政サービスを受けたい、例えば小学校の40人学級を30人学級にすることを住民が望めば、その分、税を追加的に負担してもよい、そのような仕組みを日本でも作り上げるところが住民自治につながっていくと思います。自治体独自で、サービスを向上させるための税財源を確保するといつことで、そのためには受益と負担のあり方を住民に対して十分に説明するところに、その結果についての透明性がより一層求められるのでしょうか。

□ 徴収一元化は実現すべき

地方税の徵収について伺いたいのですが、今後、税

の徴収を効率的にやっていくためには各自治体でおのおの取り組むのではなく、地域間で連合し、あるいは国税と連携し、さらには社会保険料も合わせてあらゆる徴収を一元化すべきであるという議論がありますが、この点についてはどうでしょうか。

徴収一元化は実現すべきでしょうか。千葉県のある税務署で署長をやった経験からいつても、地方の税務当局には、良きにつけ悪しきにつけ、地域の「つながり」があります。自治体の税務担当職員と滞納者とが昔からよく知っている間柄にあるなどいろいろはよくあります。どうしても「やめし」執行になります。

最近では自治体間で連合して徴収機構をつくり、そのような不都合を解消しているのですが、最終的には国税や社会保険料なども含めてあらゆる社会的経費を一括して徴収できるようになるのが理想だと思います。

□ 番号制度は国民の権利行使のために必要

そのためには納税者番号制度ないしは税社会保障共通番号制度のような一ロ番号が必要になってくるかと思いますが…。

□ 地方の税源はまずは住民税で確保すべき

最後に、これから的地方税について、特に地方の税源のあり方にについてお聞かせください。

国から地方への税源移譲を今後さらに大々的に実施していくにその中心となる税目は何かという問題があります。つまり、所得税を中心とするのか、それとも消費税なのか、現在のところは両論あるでしょう。消費税を地方へ移せば、国の社会保障の財源はどうなるのかという声が出てくる。スウェーデンでは消費税率の高さがとくに注目されますが、所得税率も実は30%とかなり高い。ある給与所得者の懐を考えた場合で、100の所得のうちまず30%は所得税として納税し、残りの70のうち消費に回った分に25%の消費税がかかるわけですから、額としては所得税のほうが大きいのです。これは「住民

番号制度についてしばらむ」とこれを導入すると行き過ぎた管理社会になってしまつのではないかと危惧する声が聞かれますが、もうじ国民の受益のために積極的に活用していくことを訴えていく必要があると思います。例えば給付付き被領控除や、事前記入式申告制度の導入です。

スウェーデンでは、番号制度によって国が納税者のすべての所得を把握しているので、申告の時期にはその情報を見元して納税者へ送付し、正しければ納税者はこれに認印を押して返送するだけで税務申告を終えることができるようになっています。日本では年金所得者などについては今すぐにでもこのような処理が可能でしょう。そもそも年金所得に係る源泉税といつもの運営になってしまいますから、給与所得を把握できれば還付税額を把握することができるのです。

納税者番号制度等については徴収の論理だけでなく、納税者の受益という面も踏まえて議論していくべきでしょう。

自治は所得税で」という考え方に基づいています。このように、消費税が所得税（住民税）がどう問題は難しい問題ですが、いずれにしても、もう少し住民税の充実が必要なことは言を待ちません。

それと何よりも固定資産税が鍵になりますね。各自治体が固定資産税の税率を行政サービスの向上のための財源としていかに引き上げていくか。この努力を惜しまべきではありません。

今後は自治体ごとにもひと税制面で特色を出して行ってもらいたいですね。アメリカなどでは資産を持つ高齢者と所得を稼ぐ勤労者とを税制により分けているような自治体が見受けられます。「足の投票」が実際に生じるような税制の構築が日本でも見られるようになるのでしょうか。